

千早赤阪村ヘルスアップ事業委託業務仕様書

1 業務名

千早赤阪村ヘルスアップ事業委託業務

2 業務目的

(1) 特定健康診査未受診者対策業務

千早赤阪村（以下「発注者」という。）の特定健診の受診率は令和6年度41.3%であり、千早赤阪村第2期国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）及び千早赤阪村第4期特定健康診査等実施計画においては、令和11年度に受診率60%を目標としている。この目標値実現のため、委託事業者（以下「受注者」という。）へ特定健診等の必要なデータを提供し、データを活用した効率的・効果的な受診勧奨を実施し、特定健診の受診率向上を図ることを目的とする。

(2) 糖尿病性腎症重症化予防対策業務

糖尿病性腎症又は糖尿病（以下「糖尿病性腎症等」という。）の患者に、通院先の医療機関と連携しながら、患者自らが健康管理できるように促し、結果として患者のQOL（生活の質）が高まり、糖尿病性腎症等の重篤化による透析治療への移行を防止することを目的とする。

(3) 服薬適正化対策業務

被保険者全体の服薬・投薬行動、潜在的なリスク（多剤や重複、相互作用、副作用等有害事象や重複頻回受診の発生等）を改善・解消して服薬状況を適正な状態に保つことにより、被保険者の健康の保持・増進を図る。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

各業務内容は以下の通りとする。

(1) 特定健康診査未受診者対策業務

①データ分析業務

- ・受注者は発注者が提供するデータ等について、人工知能を用いて、効率的・効果的な受診勧奨を実現するためのデータ分析業務を行う。
- ・発注者から提供される各データファイルを統合し、データ分析が可能になる状態にデータを加工する作業を行う。
- ・効率的・効果的な受診勧奨を実現するためのデータ分析業務を行い、特定健診対象者の特徴別に複数のグループに分類する。

②実施件数（見込み）

800通

③受診勧奨通知の作成・発送業務

ア) 受診勧奨通知の作成

- ・①で分類したそれぞれのグループに適した受診勧奨内容での通知を作成する。
- ・受診勧奨内容については、事前に発注者と協議し決定する。

イ) 受診勧奨通知の印刷

- ・発注者が提供する情報をもとに、送付対象者の郵便番号、住所、宛名を記載した受診勧奨通知を圧着形式のはがき、リーフレット又は封書の形式で印刷する。
- ・発送前に、発注者に対し種類ごとのサンプルを納品する。

ウ) 受診勧奨通知の発送

- ・特定健診の受診期間7月から2月の間で1回通知することとし、発送時期については、発注者と受注者で協議することとする。
- ・発注者から提供される発送対象除外者リストをもとに、最終的な勧奨対象者に発送を行う。

④その他業務

ア) 令和7年度の受診勧奨結果分析業務

- ・期間中の最新の受診結果データに基づく、本業務実施による受診率の変化等について効果検証を実施し、その結果を発注者に報告する。
- ・効果検証については地区別の対象者数・受診履歴別構成比・受診率・リピート率の比較（当該年度を含め3年分）を必須項目とし、その他村の受診勧奨業務の評価や検討に有用な項目があれば提案し、その結果を発注者に報告する。

イ) 報告業務

- ・委託期間が終了するまでに、委託期間中の最新の受診結果データに基づく、未受診者対策業務実施による受診率の変化等について効果検証を実施し、その結果を発注者に報告し、回数は少なくとも対面にて2回以上行うものとする。
- ・上記効果検証をもとに、次年度以降に実施すべき受診勧奨業務の有効な施策について、発注者に期中報告の際提案を行う。
- ・業務全体の経過や実施結果のわかるものを発注者の指定する形で成果品として納品する。

ウ) 打合せ会等の実施・参加

- ・委託業務の開始にあたり、委託業務の詳細を決定する打合せ会を対面にて実施する。
- ・業務開始後も必要に応じて打合せ会を実施する。
- ・打合せ場所や日時、方法については、発注者及び受注者が協議の上で決定する。

(2) 糖尿病性腎症重症化予防対策業務

①対象者の抽出条件

受注者は発注者が提供するデータ等から糖尿病性腎症等患者のうち、効果的かつ効率的な保健指導対象者を抽出し、効果的な指導を実施する。

ア) 治療中への者への保健指導対象者（主治医と連携した保健指導）

令和7年度特定健康診査の結果に糖尿病関連の異常値がある者。

イ) 未治療者・治療中断者への保健指導対象者（医療機関受診勧奨）

以下のAまたはBの基準に該当する者。

【A】未治療者

令和7年度特定健康診査の結果に糖尿病関連の異常値があり、レセプトデータから、糖尿病または糖尿病性腎症に関連する治療（服薬）をしていないと判定できる者。

【B】治療中断者

レセプトデータから、糖尿病または糖尿病性腎症の治療（服薬）を中断していると判定できる者。ただし、令和7年度特定健康診査の結果に糖尿病関連の異常値がない者は除く。

②実施人数（見込み）

保健指導候補者 30人（不参加者への電話指導を含める。）

保健指導 12人

③対象者への保健指導業務

ア) 勧奨すべき対象者の抽出業務

- ・受領したデータ分析を通じて保健指導候補者として優先度の高い方にフラグを立てた帳票を提出する。
- ・帳票からフラグを参考に、発注者が希望する保健指導候補者を踏まえて保健指導候補者を決定する。

イ) 対象者に対する保健指導参加勧奨業務

- ・案内チラシ、保健指導候補者が記入する「参加申込書兼同意書」・「問診票」、主治医にあてた「医師依頼文」、主治医が記入する「保健指導指示書・医師同意書」等を作成し、発注者が提供する返信用封筒と併せて、受注者が提供する封筒に同封する形で保健指導候補者へ送付する。
- ・保健指導候補者が、保健指導を希望する場合、「参加申込書兼同意書」・「問診票」・「保健指導指示書・医師同意書」を発注者において書面で回収し、受注者に共有する。
- ・保健指導候補者の電話番号は、発注者から提供するものとする。
- ・電話による参加勧奨については、土・日・祝日を除く9:00～17:00の時間帯で曜日や時間を変えて少なくとも3回は架電することとする。
- ・参加勧奨時は、以下の点を指導候補者に案内する。
 - a. 保健指導候補者となっている理由および保健指導の必要性
 - b. 保健指導の内容（期間、実施方法等）
 - c. 面談は対面や電話によるものとする

d. 参加申込には、本人の同意及び主治医の参加の可否がわかる書類の提出を必要とする

ウ) 保健指導の実施

- ・保健指導対象者が確定後、面談日等を決定し保健指導を開始する。
- ・保健指導対象者の定員は12人程度とする。
- ・本業務に係る保健指導対象者の自己負担額は、無料とする。
- ・保健指導対象者に対する面談は概ね3～6か月間で対面・電話等を組み合わせて概ね3～6回の支援を実施するものとする。また、対面の場合は発注者が用意する庁舎会議室等で実施するが、保健指導対象者の状況に応じて自宅からのオンライン面談参加も可能とする。

エ) 指導方法及び指導内容

- ・教材やまたは自己管理手帳等を用いて対象者特性を踏まえた保健指導を行う。
- ・教材は受注者が発注者に教材を提供し、発注者が保健指導対象者に送付する。

オ) 報告書の作成・報告

- ・保健指導の実施状況については、各指導の内容は速やかに記録し、初回・最終面談においては翌月に指導内容を発注者に書面にて報告する。
- ・報告に関しては主治医にも報告できる内容にすること。

④報告及びその他業務

受注者は委託期間中、以下の報告等を行う。

ア) 年度末報告業務

委託期間が終了するまでに、参加勧奨や保健指導の状況を含む最終報告書をデータにて納品する。

イ) その他必要とされる業務

- ・発注者の取り組み状況に応じて必要と考えられる事業を提案し、発注者との同意のもと実施する。
- ・この契約内容に定めのない事業の実施を検討する場合は、発注者及び受注者の協議にて単価等を設定し実施する。

(3) 服薬適正化事業業務

①データ分析及び対象者抽出業務

受注者は発注者が提供するデータ等から分析し、効果的かつ効率的な保健指導対象者を抽出し、効果的な指導を実施する。

ア) 対象者抽出を可能にするためのデータ加工

受注者は、発注者から提出される各データファイルを統合し、欠損している値に関してはそれを埋めるなど、データ分析が可能になる状態にデータを加工する作業を行う。

イ) 対象者の抽出

【A】重複服薬者

対象者抽出時点で最新の3か月間のレセプトデータにおいて、複数の異なる医療機関から処方された同一薬効（*1）かつ1回の処方日数が14日以上の内服薬（*2）の中から、処方期間が4日以上重複している内服薬の組み合わせに重複フラグを立てる。重複フラグが1つ以上ある者を、不必要な重複服薬の疑いがある対象者として抽出する。

【B】多剤服薬者

対象者抽出時点で最新の3か月間のレセプトデータにおいて、同一月に1回の処方日数が14日以上の内服薬（*2）が6種以上処方されている者を、不必要な多剤服薬の疑いがある対象者として抽出する。

（*1）薬価基準収載医薬品コードにおいて、薬効分類を指す頭4桁が同一であるものを同一薬効であると定義する。

（*2）薬価基準収載医薬品コードにおいて、投与経路を指す5～7桁目が、内服薬を指す001～399であるものを内服薬と定義する。

ウ) 対象者からの除外

下記に該当するものは対象者抽出時点で除外する。

- ・抽出対象とする期間中に一度でも入院しているもの
- ・多胎児（*3）であることが疑われるもの
- ・「国保個人番号_員番」では個人を特定できない（*4）ことが疑われるもの
- ・当年度末年齢で40歳未満、あるいは75歳以上に該当するもの
- ・対象者抽出時点で国保資格を喪失しているもの

（*3）被保険者管理台帳に記載されている被保険者証番号、性別、生年月日は一致するが「国保個人番号_員番」が異なるもの。

（*4）被保険者管理台帳に記載されている「国保個人番号_員番」が同一にも関わらず、被保険者証番号・性別・生年月日が異なるもの。

エ) 医師会及び薬剤師会への説明資料の作成支援

受注者は、発注者が医師会及び薬剤師会へ事業説明を行う際の資料の作成支援を行う。

オ) 介入対象者の最終決定

上記の基準で抽出された介入対象者について発注者との合意をもって最終対象者とする。

②実施人数（見込み）

保健指導候補者 100人

保健指導 25人

③通知勧奨

- ・受注者は、ソーシャルマーケティングの手法を活用し、①で抽出した対象者のうち、重複服薬者ならびに多剤服薬者（※発送対象をどちらかに絞り込む場合は選択する。）に対して服薬の適正化及びお薬手帳利用の促進に効果的な通知書の作成及び印刷、発送を行う。
- ・資材の形状は圧着形式のはがき、リーフレット又は封書の形式とする。

- ・重複服薬及び多剤服薬の両方に該当するものについては重複服薬者として通知物を送付する。
- ④保健指導の実施
- ・通知勧奨を送付後、電話による保健指導を行う。
 - ・曜日や時間を変え、少なくとも3回以上架電して繋がらないことをもって、連絡不通の取扱いにする。
- ⑤報告及びその他の業務
- ・介入後、発注者は評価に使用するデータ一式を受注者に提出し、受注者はそのデータを用いて、③で通知勧奨等を行った対象者の服薬状況を確認し、事業評価及び効果検証を実施した上で次年度以降に実施すべき介入業務の有効な施策について、発注者に提案を行う。
 - ・評価に使用するデータ一式のほかにも、発注者は受注者が指定する様式に必要な情報を記載して提供するものとする。

5 データ提供について

- (1) 発注者が提供するデータは下記のとおりとする。
- ・特定健診受診者 CSV ファイル：FKAC131
 - ・特定健診結果等情報作成抽出(受診券情報)ファイル：FKAC161
 - ・特定健診結果等情報作成抽出(健診結果情報)ファイル：FKAC163
 - ・特定健診結果等情報作成抽出(その他の結果情報)ファイル：FKAC164
 - ・特定健診結果等情報作成抽出(保健指導情報)ファイル：FKAC165
 - ・特定健診結果等情報作成抽出(健診結果情報(横展開))ファイル：FKAC167
 - ・特定健診結果等情報作成抽出(全健診結果情報(横展開))ファイル：FKAC171
 - ・被保険者情報データ (KDB 帳票：被保険者管理台帳)
 - ・発送対象除外者リスト
 - ・レセプトデータ
 - 医科のレセプト電算コード情報ファイル：21_RECODEINFO_MED. CSV
 - DPCのレセプト電算コード情報ファイル：22_RECODEINFO_DPC. CSV
 - 調剤のレセプト電算コード情報ファイル：24_RECODEINFO_PHA. CSV
 - ・その他業務実施の上で必要なデータ

業務を実施する上で、仕様書に定めのないデータが必要になった場合、発注者と受注者にて協議の上、提供する。
- (2) データの提供に当たっては、発注者から受注者へ LGWAN を通じて提供するものとする。
- (3) (2) の運用ができない場合は、受注者が指定する追跡可能な配送サービス (レターパックプラス、書留、特定記録郵便、ゆうパックなど) またはセキュリティの担保されたファイル共有サービスの利用により、発注者と受注者間で

データの授受を行う。また、データの授受に係る費用については、受注者が負担する。

- (4) (2)・(3)とも運用ができない場合は、発注者と受注者が協議の上、個別に提供方法を定める。

6 その他

(1) 個人情報について

- ・受注者は、本業務の履行に当たり、細心の注意をもって個人情報の管理し、別記「特記仕様書」を遵守する。
- ・個人情報の取り扱いに関して、JISQ15001規格に基づくプライバシーマークを取得していること。かつ、情報セキュリティマネジメントシステムISO/IEC27001の認証を受けていること。

(2) その他特記事項

- ①受注者は、本業務の実施にあたり、関係法令及び条例を遵守すること。
- ②受注者は、業務の全部を一括して、または本仕様書における業務の主たる部分を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、第三者が行っても差し支えないと発注者が認めた業務で、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はその限りではない。
- ③本業務の遂行にあたり、発注者と随時連絡をとり、必要な場合に打ち合わせを行うものとする。本仕様書に定めのない事項及び本業務に関して疑義が生じた場合は、協議のうえ決定する。
- ④受注者は発注者が要請する緊急の連絡や協議には実務上可能な限り迅速に対処する。
- ⑤委託業務により生じた成果物（通知物のデザイン等を含むがこれに限らない。）に対する知的財産権は、受注者に帰属するものとする。ただし、発注者は、本契約の期間中、発注者受注者協議の上、受注者の定める条件に従って当該成果物を無償で使用することができる。また、発注者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、成果物を改変、公表等するに当たっては、事前に受注者の承諾を得るものとする。なお、この規定は、本契約における他の規定に優先して適用されるものとする。
- ⑥受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報や記録された資料等をこの契約に基づく利用及びその業務の目的を達成するために必要な範囲を超えて複製し、又は複製してはならない。なお、この規定は、他の規定に優先して適用されるものとする。
- ⑦社会的経済情勢その他の情勢の変化により物価又は賃金に著しい変動が生じた場合には、発注者受注者協議して委託料の額及び委託業務の内容を変更することができる。なお、郵便法の改正による郵便料金の変動又は税法の改正による消費税等の税率等、法改正により委託料又は消費税等が変動した場合には、受

注者は委託業務完了日に応じて当該改正法施行日以降における当該変動内容に基づき計算した額を委託料とし発注者に請求できるものとする。

- ⑧その他、業務仕様書に定めのない事項については、発注者及び受注者が協議して定める。